

箕輪町環境基本計画

平成23年(2011年)改訂版

地球環境保全への取組み



平成24年3月

箕 輪 町

箕輪町環境基本計画 目次

第1章	計画策定の背景と意義	
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の意義と目的	4
3	計画の期間	5
4	計画が対象とする環境施策の範囲	5
第2章	箕輪町の環境の特性	
第1節	現在の箕輪町の姿	9
1	自然特性	9
2	社会特性	9
第2節	箕輪町の環境の現状	10
1	自然環境の健全化の低下	10
2	生活や事業活動による環境への負荷の進行	10
3	廃棄物による環境への影響の現状	12
第3節	環境保護への町民の取組み	13
第3章	めざすべき環境の姿と政策課題	
1	自然と人がともに生きる郷土	16
2	良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土	16
3	うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土	16
4	すべての町民の参加と連携による取組	17
第4章	環境保全のための具体的施策の展開	
第1節	自然と人がともに生きる郷土	21
第2節	良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土	23
1	水、大気、土壌等の良好な循環の確保	23
2	循環型生活環境の確立による廃棄物の減量とリサイクルの推進	26
第3節	うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土	29
1	快適な生活環境を確保するための基盤整備	29
2	やすらげる空間の創造と美しい景観の保全	30
第4節	すべての町民の参加と連携による取組み	31
1	環境問題に対する住民への積極的な啓発	31
2	環境保全のための教育、学習の推進	32
3	企業・事業所の取組み	32
4	自治体自らの率先実行計画	33

【 参 考 資 料 】

1 箕輪町環境保全条例	資料 1
2 河川水質検査結果年度別推移	資料 6
3 湧水水質検査結果年度別推移	資料 10
4 用語の解説	資料 11

箕輪町環境基本計画

平成24年3月発行

編集発行 箕輪町 住民環境課 生活環境係
〒399-4695 箕輪町大字中箕輪 10298 番地

電話 0265-79-3111(代表)

<http://www.town.minowa.nagano.jp/>

E-mail jukan@town.minowa.nagano.jp

第1章 計画策定の背景と意義

・・・環境基本計画策定の目的・・・

1 計画策定の背景

産業発展により環境負荷の増大

私たちの郷土、箕輪町は、広大な伊那盆地にあって、西に中央アルプス、東に南アルプスの雄大な姿を望み、天竜川やこれに注ぐいくつかの美しい河川に育まれた、水と緑豊かな町です。

私たちは、先人たちが守り続けてきた美しい環境のもとで、産業や文化を育んできました。そして、社会経済情勢は刻々と変化し、景気低迷や人口増加率の鈍化がみられるものの産業は発展を続ける町となっています。産業の発展は、一方では町の環境を脅かしていることも事実です。

自然環境の健全性低下

かつての、工業の生産向上優先の政策は公害を産み、私たちの健康や環境に大きな脅威を与えました。現在はこのような大きな公害問題はないものの、管理ミスによる河川への油の流出や、化学薬品の漏洩による地下水・土壌等汚染は時折見受けられます。

また、産業構造の変化に伴い、管理の行き届かない森林や荒廃した農地が見られると共に、化学肥料や農薬に対する過度の依存により、町全体の自然環境の健全性低下が懸念されています。

地球規模での環境悪化は深刻

地球規模で見ますと、環境の悪化は深刻であり、さまざまな問題を私たちに投げかけています。

オゾン層^{*}の破壊、地球温暖化^{*}、酸性雨^{*}、大気汚染、海洋汚染等どれをとっても、私たち人類ばかりでなく、地球に生息するあらゆる生命体を脅かすものであります。ダイオキシン類^{*}、環境ホルモン^{*}は、私たちの身近なところで発生し、日常生活から考えなおさなければならない課題としてとらえなければなりません。

生活様式見直しの必要性

自然環境の低下と水・大気・大地等の環境悪化は、すべて人間の営みを原因としています。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、環境悪化に拍車をかけています。物質的豊かさの追求に重きをおくこれまでの考え方を改め、環境への負荷^{*}の少ない生活様式の見直しを迫られています。

箕輪町環境保全条例制定

私たちの住む町の環境、私たちの国の環境、そして地球環境を健全な状態で保全し、将来の世代に引継ぐことは今の私たちの責務であります。

そこで、このような環境問題に的確に対応するため、私たちの町の環境に関する基本理念をかかげ、これからの環境施策を明らかにした「箕輪町環境保全条例」を平成9年に制定しました。

箕輪町環境保全条例

基本理念

- 健全で豊かな環境の恵みの享受
- 社会経済活動による環境への負荷低減と、自主的取組み
- 地球環境保全への取組み



2 計画策定の意義と目的

国

国は、平成5年11月に環境基本法を制定し、その第3条で「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。」と定めています。

長野県

長野県は、環境基本法に基づき、平成8年3月に環境基本条例を制定し、平成21年2月に第二次長野県環境基本計画を策定しました。この計画では、豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州を基本目標に長野県がめざす5つの姿を明らかにし、その実現に向けての行動指針を示しました。

- 1 長野県の特性を生かした信州型の低炭素社会
- 2 良好な生活環境が支える安全・安心な社会
- 3 豊かな自然から学び、自然と共生する社会
- 4 廃棄物の発生抑制と地域の資源循環を基礎とした循環型社会
- 5 環境パートナーシップが確立し、環境と経済の好循環が実現した社会

箕輪町

本町でも長野県の環境基本計画を受け、平成9年3月に「箕輪町環境保全条例」を制定し、環境保護の役割分担を担う一主体として、積極的に取組む姿勢を明らかにしました。そして環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために「箕輪町環境基本計画」を策定しました。

計画では、21世紀を展望して箕輪町が行う環境保全に関する施策の展開の方向と、町民・事業者・行政が自主的な取組みを行うための行動指針を示しました。

今回の計画は、平成12年度に策定した環境基本計画(平成19年度に見直し)の計画年度が終了し第4次振興計画にもある環境にやさしく、安心、安全、快適に暮らせるまちづくりを目指し、環境状況の変化や課題などに対応するために、見直しを行ったものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度(2011年度)から箕輪町第4次振興計画の最終年度に合わせ平成26年度(2014年度)までの4年間とします。

4 計画が対象とする環境施策の範囲

計画においては、箕輪町の環境を良好な状態に保ち、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全に積極的に貢献していくため、概ね次の範囲の施策を対象とします。

また、町民・事業者・行政の各主体が自主的な取組みを行うための行動指針についても、同様とします。

(1)公害の防止

河川・地下水等の水質汚濁、大気汚染、土壌汚染などの環境への負荷によって生じる人の健康やあらゆる生物の生命にかかる被害の防止と、生活環境の保全に関すること。

(2)自然環境の保全

多様な自然環境の保全と、生物の多様性の確保に関すること。

(3)循環型社会による廃棄物の減量と、省資源・省エネルギー、新エネルギー[※]の取組み

廃棄物の減量と、再資源化及び資源・自然エネルギーの有効利用に関すること。

(4)景観形成・環境創造

災害の発生防止と野生生物の生態にも配慮した、自然と一体となった美しい景観の形成と、歴史的・文化的な特性を生かした地域づくりなど、うるおいとやすらぎのある快適で質の高い環境の創造に関すること。

(5)地球環境の保全

地球温暖化防止、オゾン層の保護など、地球環境の保全に関すること。

第2章 箕輪町の環境の特性

・・・環境の現状と特性・・・

第1節 現在の箕輪町の姿

1 自然特性

2 社会特性

- (1) 人口は横ばいとなり、外国人居住者は減少
- (2) 農地の宅地化が進行

第2節 箕輪町の環境の現状

1 自然環境の健全性の低下

- (1) 水源のかん養や大気の浄化作用の低下が懸念
- (2) 化学物質による地下水の汚染と、緑地の減少
- (3) 箕輪町に生息する動植物に大きな変化

2 生活や事業活動による環境への負荷の進行

- (1) 環境へ与える負荷の増大
- (2) 河川水・地下水等の汚染は抑制
- (3) CO₂の発生による地球温暖化の進行
- (4) 塩化カルシウムの大量散布による「塩害」
- (5) 化学肥料や農薬による環境汚染
- (6) 糞尿の不適切処理による悪臭・蛹などの病虫害発生
- (7) 放射性物質による環境への影響

3 廃棄物による環境への影響の現状

- (1) 家庭系ごみの減少と事業系ごみの増加
- (2) 再資源化の推進
- (3) 不法投棄による環境破壊
- (4) 産業廃棄物の不適切処理

第3節 環境保護への町民の取組み

- (1) 環境負荷低減のための努力と自主的活動への参加
- (2) サークル活動での取組み
- (3) 「野焼き」禁止
- (4) 町民・事業者・行政の協働による取組み

第1節 現在の箕輪町の姿

1 自然特性

- (1) 箕輪町は長野県のほぼ中央に位置し、町の中央を北から南に天竜川が流れ、桑沢川、深沢川、帯無川、沢川等の一級河川が天竜川に注いでいます。
- 町の平坦部には、ほぼ南北に国道153号、主要地方道伊那箕輪線、広域農道(町道1号線)などの幹線道路と、高速交通網の中央道西宮線が走っています。
- 面積は、86.12km²で、地目別では山林・原野が29.79km²と全体の34.6%、農地が17.55km²【平成23年1月1日現在、土地に関する概要調書】と全体の20.4%を占めています。河川の延長は57,373mあり、地下水も豊富な、水と緑豊かな町です。
- (2) 天竜川東は、狭小な台地から伊那山脈に、天竜川西は、広い緩傾斜の台地となって中央アルプス連峰に続き、ともに農耕地帯を形成しています。東山には、長野県の「小鳥の森」に指定されている萱野高原が、また西山には、ながた自然公園があるなど、自然とふれあえる場が数多くあります。
- (3) 気候は内陸性気候であり、太平洋気候の影響を受けます。気温の年較差や日較差が大きく、降水量はここ10年の平均を見ますと、年間1,242mmほどになります。

2 社会特性

- (1) 人口は横ばいとなり、外国人居住者は減少
- 人口は横ばい状態となり、平成23年4月1日現在25,754人、産業別就業人口の割合(H17国勢調査データ)は、第1次産業(農林漁業)が8.9%、第2次産業(工業等製造業)が50.7%、第3次産業(商業等サービス業)が40.2%となっています。
- 外国人の流出も続き、平成16年1,617人であった外国人人口は年々減少を続け、平成23年4月1日現在で872人が居住しています。国籍別にはブラジルが圧倒的に多く全体の58.7%を占める512人で、続いて中国162人、フィリピンの91人、ペルー、インドネシアなどがそれに続いています。
- (2) 農地の宅地化、荒廃化が進行
- 産業の発展と人口増加は、農地の宅地化に拍車をかける一因ともなっています。農振法に基づく農用地区域^{*}外の農地の宅地化は、住宅・農地の混在から種々問題を生じています。
- また、農業後継者不足などの理由により、農地の荒廃化が進んでいます。農業委員会・営農組合により荒廃農地解消に向けた取り組みが確立しつつありますが、一層の努力が必要です。

第2節 箕輪町の環境の現状

1 自然環境の健全性の低下

(1) 水源のかん養や大気の浄化作用の低下が懸念

豊かな自然や美しい景観を持った箕輪町の農山村地域では、農林業の担い手不足や生産活動の低下により、管理の行き届かない森林や、荒廃した農地がみられます。このことにより、地域的に見れば少ない面積であっても、水源のかん養や大気の浄化作用の低下が懸念されます。

(2) 化学物質による地下水の汚染と、緑地の減少

天竜川に沿って開ける地域は、商工業等の産業の集中する地域であるとともに、天竜川がもたらした、肥沃な耕土に恵まれた生産性の高い農業地域でもあります。この地域は地下水が豊富であり、この水を利用しての工業生産活動が活発に行われている反面、有機塩素系溶剤[※]などの化学物質による地下水の汚染も見逃せません。

農業・工業・商業・住宅等が混在するこの地域は、産業振興等による人口の流入が著しく、住宅、共同住宅の建設、大規模店舗の進出等により、水田等の優良農地の転用が多くあり、緑豊かな自然環境の減少の一因となっています。

(3) 箕輪町に生息する動植物に大きな変化

河川の水質汚濁や農耕地・山林などの荒廃は、生物の生態系にも徐々に変化を及ぼしてきており、以前は普通に見られたタガメ・メダカなどの水生動物が著しく減少しています。

野鳥類も、ウグイスやホトトギス・ヒバリ・クイナは少なくなり、以前は町内で可視されることが少なかったヒヨドリ・オナガ・コサギが普通に見られるようになりました。

植物界にも異変が見られ、オキナグサ・ネジバナ・オミナエシ・センブリなどは絶滅寸前であるのに反し、ニセアカシア・アレチウリ・ブタクサ・アメリカセンダングサ・セイタカアワダチソウなどの成育旺盛な外来植物が繁茂しています。また、野生のきのこ類についても論外ではなく、箕輪町の環境の中で生息し成育していた生物に大きな変化が出ています。

2 生活や事業活動による環境への負荷の進行

(1) 環境へ与える負荷の増大

かつての大量生産・大量廃棄から徐々に生活様式が変化してきてはいますが、利便性を求めての使い捨て容器入り食料・飲料などが多数販売され、その容器包装物[※]が廃棄物として出されています。廃棄物全体の量は、ごみ処理費用有料化が開始された平成15年度の翌年度は一旦減少したものの、その後は増加傾向にあり国内外での景気や社会情勢も影響しているようです。

ごみ処理には莫大な経費を要すると共に、処理段階におけるダイオキシン類などの有害ガスや温室効果ガスの発生など、環境へ与える負荷も考え、現在検討されている新ごみ中間処理施設への期待は大きくなっています。

(2) 河川水・地下水等の汚染は抑制

工場からの排水、一般家庭からの生活雑排水などによる河川水・地下水等の汚染は、法規制・企業の改善努力や各家庭の公共下水道^{*}・農業集落排水^{*}への接続、合併浄化槽の設置により抑制されてきています。

町では水質について、河川水13箇所・地下水9箇所・湧水3箇所の定点観測を実施してきています。河川水は上流域では良好ですが、中・下流域ではあまりきれいな状態ではありません。公共下水道や農業集落排水が普及してきており、近年安定した数値で推移し、浄化の方向にはあるものの、目に見えて改善されているとはいえません。

地下水は有機塩素系溶剤の3物質のみ実施していますが、一時期に比べ低位水準で推移し、いずれも基準値内に納まっていますが、今後も観測が必要です。

湧水については水道法に基づく省略項目検査^{*}を実施していますが、河岸段丘下の湧水は大腸菌群・一般細菌の検出が見られます。

(3) CO₂の発生による地球温暖化の進行

自動車依存型生活の進行や、産業活動の活発化により石油類等化石燃料の使用量が増大し、それに伴う大気汚染、CO₂の発生により地球温暖化の原因となっています。

(4) 塩化カルシウムの大量散布による「塩害」

箕輪町は、冬の降雪量は少ないものの、内陸性気候のため寒さが厳しく、降雪後の道路凍結が交通に支障をきたします。このため、凍結防止のために融雪剤を散布していますが、融雪剤は現在塩化カルシウムを使用しており、大量散布による「塩害」などの環境問題が心配されます。

(5) 化学肥料や農薬による環境汚染

農業における化学肥料や農薬への過度の依存は、土壌・地下水への影響や、過去に生息していた生物の減少・絶滅といった動植物への影響も生じており見過ごすことはできません。

(6) 糞尿の不適切処理による悪臭・蠅などの病虫害発生

かつて盛んであった酪農経営は、後継者不足・乳価の低落などから、経営農家数は減少し、多頭・大規模経営に変わってきています。家畜の糞尿処理については、畜産環境整備事業により畜産農家ごとに堆肥化処理し、病虫害防除等管理を徹底してきてはいますが、一部には、糞尿の野積みや不適切散布が行われており、悪臭や蠅などの病虫害発生の原因となっています。

(7) 放射性物質による環境への影響

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で起こった、原子力発電所事故による放射能による問題は、大気・水質・土壌や生物・農水産物などへも影響をもたらしており長期的な対応が必要とされています。

3 廃棄物による環境への影響の現状

(1) 家庭系ごみの減少と事業系ごみの増加

一般廃棄物については、ごみ減量化を呼びかけると共に、分別収集を周知して再資源としての活用を図っていますが、まだまだ不十分です。町の一般廃棄物は、平成22年度可燃・不燃・粗大ごみ・資源プラスチックあわせて 4,629 トン処理しています。この量は、対前年比 4.3%減となりますが、事業系ごみの増加が懸念されています。

(2) 再資源化の推進

資源物の回収として、資源プラスチック、アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトル、古紙、衣類、廃食油の分別回収を行っています。

近年は、燃やせるごみで出されていた中から、雑紙を資源として分別収集を推進しています。

また、ごみの減量化を推進する中で、平成21年度から木下北城地区をモデル地区として生ごみ資源化の取組みをスタートし、さらに、平成23年度からは八乙女地区で開始しました。今後は町でも処理費用の検討を含め、地元住民の皆さんの協力を得て順次地区拡大へ向けて進めています。

(3) 不法投棄による環境破壊

ごみの分別徹底と再資源化、農業用廃プラスチック処理の有料化は、不法投棄という問題を深刻化させています。以前から林道沿いの谷間や河川敷等に農機具、廃タイヤ、空き缶、空き瓶等の不法投棄が見受けられましたが、最近では農業用マルチ、ビニールハウスの廃ビニール、自動車、バイク、家電製品等の投棄も見られ、環境破壊の一因となっています。

特に、家電リサイクル法やテレビの地上デジタル化などの影響によりテレビ、冷蔵庫、洗濯機の不法投棄が目立っています。

(4) 産業廃棄物の不適切処理

産業廃棄物については、法律の改正や事業者の意識の高揚等により管理が徹底されてきていますが、一部事業者においては野焼き[※]や野積みなどが行われている状況があります。また、下水道の普及に伴う有機性汚泥[※]の増大や建設廃材の処理も今後深刻な問題となってくることは必至です。

第3節 環境保護への町民の取組み

(1) 環境負荷低減のための努力と自主的活動への参加

環境への関心が高まり、洗剤の適正使用やごみの減量化など、日常生活に伴う環境への負荷低減のための努力や、空き缶拾い、河川清掃、地区の一斉清掃など、地道な自主的活動に参加する取組みが行われています。

(2) サークル活動での取組み

環境に対する意識の向上と、実践活動を行なうサークル活動が行われています。町消費者の会では、町の委託事業でマイバック普及事業や、消費者だよりによる環境保護の啓発等が行われています。

(3) 「野焼き」禁止

ダイオキシン類の発生を抑制するため、一般家庭でのごみ焼却を行わないよう呼びかけ、違法な「野焼き」は、ほとんどなくなりました。

(4) 町民・事業者・行政の協働による取組み

環境問題は、その原因の多くが日常生活や通常の事業活動の中にあることから、町民一人ひとりの自覚が大切であることと、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、問題解決に向けて共に考え、共に行動することが不可欠です。



第3章 めざすべき環境の姿と政策課題

第4次振興計画にあります「環境にやさしく、安心、安全、快適に暮らせるまちづくり」を目指し、豊かな郷土の環境保護と循環型社会の構築を積極的に推進していきます。

町民一人ひとりが「何をすべきか・何ができるか」を真剣に考え、「住んでみたい・住んでよかった町」を目指しまちづくりを進めていきます。

1 自然と人とがともに生きる郷土

箕輪町では、町民憲章に定められた、自然を愛し、空と水と緑のきれいなまちづくりを推進するため、町民あがての箕輪ダム周辺へのモミジ・ノモモ(オハツモモ)の植樹や、公園・道路沿いへの花木の植栽を行ってきています。

また、町には守るべき多くの貴重な自然が残されています。これを保護し、自然と人との間に豊かな交流を保つことにより、自然と人とがともに生きる町を築きます。

2 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土

自然が持つ、自らを浄化する作用を確保するため、水・大気・土壌等、自然の構成要素の良好な環境水準と循環が確保される必要があります。特に箕輪町は、上伊那地域の水瓶としての箕輪ダムを有するとともに、天竜川の上流域に位置していることから、水源地域を保全し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能^{*}を維持・増進することが重要です。

また、日常の経済活動においても、生産、流通、消費等のすべての段階を通じて廃棄物の発生をできる限り抑制するとともに、ダイオキシン類等の有害な化学物質の排出を抑止し、リサイクルや適正処理、省資源・省エネルギーを進め、循環の仕組みに支えられた町を築きます。

3 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土

自然と人とが共生し、調整した環境の中で、文化的、精神的な豊かさを実現する必要があります。このため、下水道や公園など、環境の質を高める生活基盤の整備を進めるとともに、水辺や緑、豊かな自然と一体となった町並みや美しい景観の保全と創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた快適な町を築きます。

4 すべての町民の参加と連携による取組み

今日の環境問題は、身近な都市・生活型公害から地球環境問題まで、そのほとんどが日常生活や通常の事業活動の中に原因があるため、すべての町民の参加と連携により環境保全に取り組むことが重要です。このため、環境問題に理解を深め自ら行動できるよう環境教育・環境学習の総合的推進を図るとともに情報を適切に提供し、町民の声を環境行政に反映させます。



第4章 環境保全のための具体的政策の展開

第1節 自然と人とがともに生きる郷土

地区の特性に応じた保護・保全

第2節 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土

1 水、大気、土壌等の良好な循環の確保

2 循環型生活環境の確立による廃棄物の減量とリサイクルの推進

第3節 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土

1 快適な生活環境を確保するための基盤整備

2 やすらげる空間の創造と美しい景観の保全

第4節 すべての町民の参加と連携による取組み

1 環境問題に対する住民への積極的な啓発

2 環境保全のための教育、学習の推進

3 企業・事業所等の取組み

4 自治体自らの率先実行計画

第1節 自然と人とがともに生きる郷土

《平成26年度(2014年度)の目標》

箕輪町の多様な自然環境を、地区の特性に応じて体系的に保護・保全します。

- (1) 竜東においては「小鳥の森」の指定を受けている萱野高原や、上伊那地域の水瓶である箕輪ダムがあります。森林施業により保全を図るとともに、ナラ・クリ等の保水能力の高い広葉樹林の育成など、林種の計画的な転換を行って混交林^{*}とする整備によって森林保護を行い、土石流災害の発生しない、自然環境を守る立場からの整備をします。
- (2) 箕輪ダムの集水域にある森林 19.1km²は、水道水源保護地域^{*}としての指定をしてあり、水源かん養の観点から引き続き保護します。
また、上伊那全体での水資源の保全について関係団体や市町村、住民とが一緒になって情報を共有し、共通した対策を実施していきます。
- (3) 竜西は扇状地が広がり、西天竜幹線水路から東は肥沃な水田地帯で、西は広大な畑作地帯となっています。また、竜東は中山間地で耕地面積は比較的少ないものの、野菜・果樹栽培が多く行われてきています。
農業は、食料の供給のみならず、広大な農地を荒廃することなく良好な状態に保ち、雨水などを保水して洪水調整するなど、多面的機能を有しています。農業後継者不足から、農地の荒廃が見受けられますが、農業の担い手の育成や、地域営農組合を中心とした近代的営農集団の形成促進を進め、優良な農地を荒廃させないよう保護します。
- (4) 西部地域の山々は、箕輪町の古くからの水道水源地帯であり、豊富な清水を私たちに与えてくれました。しかし、国・県の指導のもとに過去に行った林種転換の造林事業によりカラマツ林が多く、保水能力が劣り、湧水の量は減少傾向にあります。また、林業の担い手不足から、手の入らない山が見受けられ、森林の持つ水源かん養の能力が失われ、降雨による土石流が発生しています。林業の担い手の育成と確保に努力するとともに、災害を防止し、野生動物が生息できる山林に再生するため、ナラ・クリ等の保水能力の高い広葉樹林の育成など、林種の計画的な転換を行って混交林とする整備により森林保護を行い、土石流災害の発生しない、自然環境を守る立場からの整備をします。また、荒廃が進む里山の整備をします。

(5) 町を空から見ると、河岸段丘に沿って緑の帯が北から南に続いています。この林は河岸段丘の法面保護として保安林^{*}や急傾斜地に指定されるとともに、松島地区の王墓古墳(県史跡)や松島氏の墓域(町史跡)など、住宅が集中する市街地に緑を与え、中小の動植物の生息する場ともなっています。開発により徐々に面積を減らしていくこの緑地帯を保護します。

(6) 生態系に影響を与えるおそれのある外来生物(アレチウリ、あらいぐま、ブラックバス等)は数多く存在し一度定着するとその地域から排除するのは非常に困難なため、外部からは持ち込ませないなどの対策を国・県とも連携して、在来種の生態系を守っていきます。

施策名	数値目標			備考	
	指標名	現 状 平成18年度	現 状 平成22年度		目 標 平成26年度
水源かん養 保全地域の 継続的保全	保全地域面積	1,327ha	1,327ha	1,327ha	箕輪ダム上流



第2節 良好な環境水準と循環の仕組みに支えられた郷土

1 水、大気、土壌等の良好な循環の確保

《平成26年度(2014年度)の目標》

- 水、大気、土壌について、環境基準の達成・維持を図り、良好な環境を実現します。
- 有害な影響を及ぼす恐れのある化学物質の排出を抑制し、人の健康や、生態系への影響を未然に防止します。
- 地球温暖化を防止するため、自然エネルギーの推進を図る共に、温室効果ガスの排出抑制を進めます。

(1) 河川の水質については、天竜川2箇所と桑沢川、沢川、深沢川3箇所、帯無川、下水路等末流4箇所、小河川1箇所の計13箇所の定点観測を行っていますが、PH^{*}、BOD^{*}、SS^{*}の3項目については環境基準内にあります。大腸菌群数については、ほとんどの河川において基準を上回っています。

河川は徐々に浄化傾向にありますが、天竜川はきれいという状態にはありません。町では家庭雑排水の処理について指導していますが、町だけの取り組みでは解決できない問題ですので、国土交通省や県をはじめとして、諏訪湖周辺市町村及び流域市町村と連携した浄化活動を進めます。

(2) 町では、昭和56年に地下水保全条例を制定し、地下水の保護に努めてきました。地下水を揚水する井戸は大別して浅井戸、深井戸に分けられますが、河岸段丘下に集中している浅井戸は、水質の悪化が見られる地域も出ています。深井戸については、良好な水質が維持されていますが、一部では硝酸態窒素・亜硝酸態窒素^{*}が水質基準に近づいてきているものもあります。

町の地下水の実態を把握することは、今後の地下水保全対策にとって有用であります。関係機関と連携を取った取り組みを行い、町の地下水実態の把握に努めます。

(3) 町の湧水は森林が、かん養した山裾から湧きでているものと、扇状地上部から地下に浸透し、河岸段丘下部に湧きでているものとに分けられます。山裾の湧水は水質が良く、安定していますが、森林の保水能力の低下から、水量の減少が見られます。この水は、現在も町の西部・東部の山裾の集落の飲料・生活水として活用されており、廃棄物の不法投棄等による汚染から守り、森林の育成による水源かん養を図らなければなりません。

河岸段丘下部の湧水は、扇状地に広がる広大な農地の浸透水を集めてきますので、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素等の窒素系が多いのが特長です。大腸菌群の検出や一般細菌の検出が多く見られ、水質は悪化傾向にあります。また、西天竜幹線水路の東に広がる水田地帯の水も、この湧水に影響を与えていると見られ、夏冬の水量の変化が著しく、安定していません。

しかし、この湧水は、古くから松島・木下地区の生活用水として重用されてきており、現在も町部に潤いを与えています。下水道の普及の促進を図るなどし、生活排水の流入等による汚染を防止し、美しいせせらぎを守らなければなりません。

- (4) 廃棄物の焼却過程で発生するダイオキシン類を抑制するためには、焼却処分するごみの量そのものを減量することが大切です。この取組みと平行して、上伊那全市町村が一体となったごみ処理計画により、減量推進・焼却炉の改修を行い、排出抑制を進めます。

また、ダイオキシン類がほとんど排出されない、次世代型焼却炉の早期導入を図ります。

一般家庭や事業所で行っていた、小型焼却炉でのごみの焼却は行わないよう、引き続き啓発と撤去に努めます。

- (5) 工場・自動車などから排出される煙や、自動車からの排出ガスは、光化学オキシダント[※]、二酸化窒素[※]、二酸化硫黄[※]、二酸化炭素[※]による大気汚染の原因と、地球温暖化の温室効果ガスでもあります。また、これらの物質による酸性雨も心配されます。

大気汚染をなくし、地球温暖化防止を図るため工場等からの排出の抑制を促すとともに、電気自動車、ハイブリッドカー[※]等の低公害車の普及や、公共交通機関の利用促進、ノーカーデーの設置等により、化石燃料の使用量削減を行い、自動車からの排出ガス低減を町全域に進めます。

- (6) 冬期の道路凍結防止のために散布する融雪剤については、塩害を防止する観点から、マグネシウムを含有する薬剤に切り替えたり、スタッドレスタイヤへの早期の装着を呼びかけるなど、極力必要最小限の使用とします。また、地域の生活道路等については、地域単位の除雪や、自宅付近の生活道路は自ら除雪をするよう働きかけます。

- (7) オゾン層を保護し、地球温暖化防止を図るため、家庭用冷蔵庫・エアコン等は家電リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法に基づいてフロン[※]類の回収を行い、業務用冷凍空調機器は、「フロン回収・破壊法」に基づいてフロン回収が行われています。こうした法律を遵守するよう、啓発に努めます。

- (8) 地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出抑制を進めます。各事業所において、ISO14001[※]やエコアクション 21[※]などにより排出抑制の目標をたて、その目標達成に向けた取組みを進めるとともに、排出抑制効果を検証するよう働きかけます。

(9) 外因性内分泌攪乱化学物質(通称環境ホルモン)が問題視されています。人体に与える影響や摂取量について、まだまだ解明を進めなければなりません。国や県が行う調査等に協力しながら、的確な情報を町の皆さんに伝えていきます。また、学校・保育園等公共施設では、安全なものを使用していきます。

(10) 家畜飼育農家から排出される糞尿は、臭気・衛生害虫等を発生させない徹底管理のもと、完熟堆肥として土壌還元することが望ましい姿です。循環型農業を推進するため、堆肥を農地の地力増進や安全な農作物の生産の元となる、豊かな土づくりのための大切な資源としてとらえ、「箕輪町畜産環境整備事業」により畜産農家ごとに堆肥化処理を行います。また、平成15年に制定された「ポジティブリスト制度[※]」により食用作物等への農薬使用基準を遵守し、食の安全を確保します。

(11) 福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質の空間放射線量測定を、箕輪町環境放射能調査実施要領に基づき行い、数値の変化に注視しながら現状を把握し、今後の事態の変化に対応するとともに、町民の安全・安心を図るよう努めます。

また、放射性物質の局所的な偏在が懸念されていることから、国・県などの指導により必要な箇所の測定も随時行っていきます。

(12) 自然エネルギーの有効利用については、平成17年に箕輪町地域新エネルギービジョン策定により順次進められてきていますが、震災以降さらに注目を集めてきています。

太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電等様々な自然エネルギーがある中で、箕輪町の地形、特性を活かした活用を進めていく必要があります。

現在町では、役場庁舎、町内全小中学校、公共施設への太陽光発電施設を設置し、住宅用太陽光発電設置へも積極的に補助をしています。

今後も、国・県・地域などと連携をして、再生可能なエネルギーの有効利用を進めていきます。

施策名	数値目標			備考
	指標名	現 状 平成18年度	現 状 平成22年度	
太陽光発電 補助推 進	設置補助数	0基	延べ 166基	延べ 300基

2 循環型生活環境の確立による廃棄物の減量とリサイクルの推進

《平成26年度(2014年度)の目標》

- ・ 廃棄物対策の長期目標は、従来の『ごみを適正に処理する』から発展し、『ごみの発生抑制、再使用、再利用』を主眼に取組みます。
- ・ 町民、事業者、行政が適正な役割分担と連携のもと、一般廃棄物の減量化を促進し、再資源化を進めます。
- ・ 当面の目標を、上伊那広域連合における一般廃棄物処理基本計画により、平成35年度における1人1日平均排出量550gとし、達成に向けて行動します。

ごみ減量化に向けて、町民・事業者・行政それぞれの役割分担を定め、3R[※]運動を積極的に展開し、目標の達成に向かって努力します。

ごみ減量化の最善の方法は「ごみになるものは買わない」ことです。

<町民>

- ① 家庭から出るごみの分別を正しく行い、資源物をごみとして出さない努力をすることによりごみ減量化を進める。
- ② リサイクルできる容器包装物に入った品物を購入することに心がけ、リターナブルびん[※]、リフィラブル容器[※]などに入ったものを率先使用し、ごみの排出を極力抑える。
- ③ 買い物時にはレジ袋をもらわず、持参したエコバッグ等の活用や食品のトレーの返還、過大包装物を買わないなど、ごみを増やさない工夫をする。
- ④ 家庭で使わないものはフリーマーケットなどに出すなど、再利用の工夫をする。
- ⑤ 生ごみ処理機を活用して堆肥化や減量化に努める。
- ⑥ 家庭での食事や宴会等での食べ残しを減らす、余分には作らない、注文しない。
- ⑦ 家族で話し合いながら、むだを省いた生活やごみ減量化について取組む。

<事業者>

事業者から排出される廃棄物は、大別して産業廃棄物[※]と事業系一般廃棄物[※]に分けられますが、ここでは、主として市町村の責務である事業系一般廃棄物について、事業者としての役割分担を定めます。

・事業系一般廃棄物

- ① 食品等の販売を行う事業者については、トレーの回収ボックスを設けて回収に努めるとともに、容器包装は可能な限り簡素化する。また、食品リサイクル法施工に伴う食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等への再生利

用等を促進する。

- ② 容器包装物の使用を伴う製品を生産する事業者にあつては、リサイクルしやすい容器包装物への切替えを進める。また、容器包装物の素材について、具体的表示を行う。
- ③ 飲料水・酒類の自動販売機設置者は、容器の分別回収ボックスを設置し、可能な限りリサイクルできるよう、容器を分別回収する。また、デポジット制度等、新たな回収方法の導入に取り組む。
- ④ 事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物を極力抑制するため、事業者は、リサイクルできるものを使用するよう心がける。また、資源化できるものは分別処理に努める。
- ⑤ 小売店においても買い物袋持参運動を推奨するとともに、レジ袋の削減に努める。
- ⑥ 自社が製造販売したもので、不用になった物については、可能な限り回収することに努める。
- ⑦ 製品の製造にあつては、再生資源やリサイクル品などを積極的に利用するとともに、製品の耐久性の向上、補修サービスの充実など製品の長寿命化に努める。

以上のことについて計画的に推進するため、年次計画を策定する。

・産業廃棄物

廃棄物の管理や処理にあつては、関係法令を遵守し、安全かつ適正に行う。また、処理にあつては、書面により契約を締結した上でマニフェストを交付し、最終処分まで適正に処理されたことを確認する。

<行政>

- ① ごみ・資源物の手引きの内容の徹底を図り、ごみ減量化と再資源化について、積極的な啓発を行う。
- ② ごみ等分別収集日程表をはじめ、分別の仕方等の印刷物の外国語版を作成し、外国人居住者に、ごみに関する諸ルールを周知徹底する。
- ③ より効果的なごみ減量化と再資源化のための分別収集方法を確立する。
また、社会生活の多様化に対応するため、常設型ごみ収集施設の設置など、新たな収集方法を検討する。
- ④ 各区に設置されている衛生部を育成・援助し、地域が一体となったごみ減量化と再資源化を推進する。
- ⑤ 生ごみを焼却処分せず堆肥化を推進するため、家庭用生ごみ処理機設置に対する補助制度を継続し、生ごみの自家処理を推進する。生ごみの分別収集を拡げ再資源化、堆肥化を行い焼却ごみの減量を図る。学校・保育園等の公共施設から排出される生ごみについても堆肥化を図る。
- ⑥ 再生紙等リサイクル製品の使用を住民に呼びかけるとともに、町でも率先して使用するよう心がける。
- ⑦ 平成15年度から、上伊那広域連合で始めた「ごみ処理費用の有料化制度」について、適正な運用を行う。
- ⑧ リサイクル施設については、クリーンセンター八乙女を最大限活用する。

⑨ ごみ減量化進捗状況を住民に公表し、検証する。

施策名	数値目標			備考	
	指標名	現 状 平成 18 年度	現 状 平成 22 年度		目 標 平成 26 年度
ごみ減量推進	家庭系ごみ 1 人 1 日 当たり 排出量	584g/人日	576g/人日	568g/人日	上伊那広域目標年度 平成35年度 550g/人日

施策名	数値目標			備考	
	指標名	現 状 平成 18 年度	現 状 平成 22 年度		目 標 平成 26 年度
生ごみ収集による燃やせるごみの減量の推進	生ごみ排出量	0t	31t	100t	



第3節 うるおいとやすらぎに満ちた快適な郷土

1 快適な生活環境を確保するための基盤整備

- (1) 町の下水道普及率は95.7%(平成23年4月1日現在)、水洗化率は74.6%という状況にあります。公共水域の保全と快適生活環境の向上のために、公共下水道事業を推進し、公共下水道・農業集落排水供用開始区域内の接続を積極的に図ります。
また、これらの処理区域外については、合併処理浄化槽^{*}の設置を働きかけ、排水完全処理を推進します。
- (2) 河川改修は計画的に進められてきていますが、町管理の中小河川は、まだ未整備の箇所があります。水辺の植物や水生生物への影響を考慮に入れつつ、増水による護岸崩壊などが発生しない全体計画と構造による改修を進め、うるおいのある水辺空間づくりに努めます。
- (3) 国道バイパスは、中央分離帯の一部にケヤキが植樹され、また、歩道部分にはハナミズキ・ツツジ・アベリアなどの花木が植えられ、四季の変化が感じられる道路整備が進められています。また、町道6号線沿いなど、水と緑を配置したゆとりある歩行空間の形成も進めています。引続き、幹線道路を中心に、景観に配慮した、ゆとりある道路整備を進めます。
- (4) 産業の発展と人口の増加は、ともすれば住工混在や宅地の乱開発につながります。長期展望のもとに快適環境づくりを進める観点から、調和の取れた土地利用への誘導を検討・促進します。

施策名	数値目標			備考	
	指標名	現 状 平成18年度	現 状 平成22年度		目 標 平成26年度
水洗化推進	水洗化率	69.2%	73.0%	82.2%	公共・特環・農集排 *合併浄化槽を除く

2 やすらげる空間の創造と美しい景観の保全

- (1) 公園は、私たちにやすらぎとゆとりを与えてくれます。現在、町内には児童公園・近隣公園[※]・地区公園[※]などの都市公園が 14.52ha ほどあります。引続き、都市計画公園の整備や、緑地・オープンスペースの確保など、整備充実を図り、町民が緑の中で働き、遊び、学べる、快適な空間づくりを進めます。
既存の公園については、木かげづくりや遊具の設置など、公園の目的に合わせて整備を進めます。また、皆が快適に過ごせるよう、ごみの持ち帰りや犬の散歩の際のフンの片付けなど、公園を利用する人達へマナーを守るよう啓発し徹底を図ります。
- (2) 西にはながた自然公園、東には萱野高原一帯、箕輪ダム周辺に自然公園があります。これらの持つ固有の自然環境を保護しつつ、美しい景観を保全し、町民の憩いの場となるよう整備を進めます。
- (3) 町は、豊かな自然と美しい景観に恵まれています。美しい景観は、郷土への愛着と誇りをいだけさせてくれる、大切な財産です。しかし、立て看板や広告塔等の屋外広告物は、この美しい景観を損なう一因ともなります。法律等による規制対象外の地域について、景観形成住民協定等により設置抑制を図るなどして、明るく美しい町並みや、緑豊かな田園風景を守ります。
- (4) 町には、縄文時代から現代に至るまでの多くの有形・無形の文化財が残され、伝えられています。これらは、私たちの貴重な財産です。有形文化財・史跡・天然記念物などを環境の悪化により失うことのないよう、大切に保護します。
- (5) 自然環境の保全と開発との調和を図るため、箕輪町環境保全条例にある、自然環境保全地区の指定について検討を進めます。

第4節 すべての町民の参加と連携による取組み

1 環境問題に対する住民への積極的な啓発

私たちの住む環境を美しく、また、安心して生活できる自然環境を保護するための啓発活動を推進し、「環境にやさしく、安心、安全、快適に暮らせるまちづくり」を目指します。

具体的には

- ・地球温暖化防止のための省エネルギーの取組みと、自然エネルギーの導入促進
- ・環境美化運動や、河川一斉清掃への積極的参加
- ・不法投棄をしない、させない地域づくり
- ・水路・中小河川への未処理排水を放流しない。
- ・緑豊かな町づくりを推進するため、花木の植栽
- ・全町一斉の一日清掃日の取組み

などを、広報誌・地元新聞・ケーブルテレビ・音声告知放送などにより、全町民に呼びかけるとともに、区・衛生部などの協力を得て、積極的に取組みます。

施策名	数値目標			備考	
	指標名	現 状 平成18年度	現 状 平成22年度		目 標 平成26年度
ごみゼロ運動推進	参加者数	3,949人	4,340人	4,560人	5%増

2 環境保全のための教育、学習の推進

(1) 学校における環境教育の推進

児童・生徒とPTAが一緒になって推進します。

<小学校>

- ・小学校における環境教育の取組を支援します。
- ・キッズISOや省エネ活動など、環境関係活動を通じ、環境問題を考える教育を進めます。
- ・学校単位でのリサイクル、資源物収集を推進します。
- ・緑の少年団の活動を推進し、森林育成・植樹等の活動に取組みます。また、学校林の設置について、検討を進めます。

<中学校>

- ・中学生に、環境問題に関心を持っていただくよう、課外活動等に環境問題を取り入れ、地域活動・天竜川美化活動等に積極的な取組みを図ります。
- ・中学生の生徒会活動で行っている環境活動への支援を進めます。

(2) 一般住民への環境教育

- ・生涯学習事業の一環に環境学習を組入れ、環境講演会等を定期的で開催します。
- ・環境保護に取組む各種団体の学習活動を支援します。
- ・環境学習に活用するよう、環境に関する図書・ビデオ・資料等を揃え、ライブラリー化します。
- ・ごみ問題に理解を深めていただくため、伊那中央清掃センター・クリーンセンター八乙女などの施設を多くの町民が見学できるよう、取組みます。
- ・環境月間[※]などの機会を活用し、リサイクル展・環境保護展などに取組みます。

3 企業・事業所等の取組み

- ・従業員を対象とした企業内環境教育を定期的実施する。
- ・商工会などが中心となって、企業・事業所等における環境保護の取組みを推進する。
- ・事業者が環境保全活動への自主的な取組みを進めるため、環境管理システムやエコアクション21などを企業・事業所等が積極的に取組むよう働きかけるとともに、資料提供・支援を行います。

4 自治体自らの率先実行計画

(1) 地方自治体が通常の経済活動を行う上で、率先垂範して環境保護のための行動の実施を図る必要があります。また、地球温暖化対策の推進に関する法律においても、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画策定を、各自治体に義務付けています。

このようなことから、平成18年3月に認証取得したエコアクション21により、次のような項目を中心に数値目標を掲げながら、実施計画を策定し、その実現に向かって努力します。

- ・廃棄物の減量化とリサイクルの推進(生ごみの堆肥化、雑紙の資源化等)
- ・環境に配慮した製品の購入及び使用(再生紙利用の推進、制服等の再生利用等)
- ・省資源の推進(用紙類の使用の削減等)
- ・エネルギー使用量の削減(電力使用量、水道使用量、燃料使用量等)
- ・低公害車の計画的導入
- ・公有地及び公共施設の緑化の推進
- ・温室効果ガスの排出削減

施策名	数値目標				備考
	指標名	現 状 平成18年度	現 状 平成22年度	目 標 平成26年度	
エコアクション21 取組み対象拡大	参加施設数	1箇所	22箇所	23箇所	役場、出先機関等 保育園 小中学校
庁舎 二酸化炭素 排出量	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	257,659	221,067	212,356	年1%削減



4 用語の解説

ア

- ※ **ISO14001**: 国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関であるISO (International Organization For Standardization:国際標準化機構)が発行する環境マネジメントシステム(環境に影響を与える(可能性のある)活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み。)に関する規格

- ※ **一般廃棄物**
家庭から出るごみなど産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

- ※ **エコアクション21(EA21)**: エコアクション21認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度

- ※ **SS**: Suspended solid の略。水中の浮遊物質で、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいいます。天竜川の場合、箕輪町部分は環境基準でSS25以下とされています。

- ※ **オゾン層**: 地上から20~30kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾンが破壊され、南極をはじめ高・中緯度地域でもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

- ※ **温室効果ガス**: 太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。大気中には、この赤外線を貯える「温室効果ガス」があり、これにより大気中の温度が上昇する。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類を規定

カ

- ※ **合併処理浄化槽**: 生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽

- ※ **環境ホルモン**: 正しくは、内分泌かく乱化学物質といい、環境中に存在してホルモン様の作用を示すものという意味です。環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とされ、日本では、ダイオキシン類やPCB(ポリ塩化ビフェニル)、など67の物質が疑わしいとされています。

- ※ **環境への負荷**：人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じる恐れのある環境への影響
- ※ **環境月間**：環境省の主唱により6月の一ヶ月間を「環境月間」とし積極的に環境の保全に関する活動を高めようと定められました
- ※ **近隣公園**：主として近隣（概ね500m のエリア）に居住する人の利用を目的とした公園のことです。標準面積は2ha
- ※ **光化学オキシダント**：工場や自動車の排気ガスに含まれる化学物質が太陽光線で化学反応を起こして発生するオゾンや過酸化物質などの酸化性物質の総称をいいます。（二酸化窒素は除きます。）
- ※ **公共下水道**：市街地の下水（生活あるいは事業から出される排水で、主として雑排水・し尿等）を排除し、処理するために、地方公共団体が管理する施設をいいます。
- ※ **混交林**：2種以上の木からなる森林。混合林ともいう。

サ

- ※ **3R**：一つめのR（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。例：必要ない物は買わない、もらわない 買い物にはマイバッグを持参する。二つめのR（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うことです。例：詰め替え用の製品を選ぶ いらなくなった物を譲り合う。三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。例：ごみを正しく分別する ごみを再生して作られた製品を利用する
- ※ **産業廃棄物**：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。

- ※ **酸性雨**：大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が溶解した強い酸性を示す雨をいい、通常pH5.6以下の雨を酸性雨という。
- ※ **硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素**：硝酸態窒素は、広く土壌・水などに存在し、また、野菜をはじめ多くの植物体内にも相当量含まれており、植物の成長に必要な窒素源でもあります。しかし多量に摂取した場合、健康への影響が指摘されています。

- ※ **省略検査項目**：水道法施行規則第15条に規定する、概ね1か月ごとに行う検査で、次の11項目を検査します。一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、PH、臭気、味、色度、濁度
- ※ **新エネルギー**：石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。太陽光や風力等の「自然エネルギー」、生ごみのメタン発酵等の廃棄物エネルギーである「リサイクル型エネルギー」、コージェネレーションなど資源の有効活用を図ったり、低公害車等のように環境への負荷を抑えながら従来の機能を発揮するなどの「従来型エネルギーの新利用形態」の3つに大別される。
- ※ **森林の持つ公益的機能**：森林は木材を生産するだけでなく、野生動植物に多様な生息の場を提供し、水を貯え、洪水や山崩れなどの災害を防ぎ、レクリエーションの場を提供するほか、安らぎ等を与える景観としてや、また、二酸化炭素を吸収・固定するなど、多様な機能を有しており、これらを総称して「森林の持つ公益的機能」という。
- ※ **水道水源保護地域**：町では、上伊那の水瓶である箕輪ダムが完成したことに合わせ、平成5年に水道水源保護条例を制定し、森林19.1haを保護地域に指定しました。
- ※ **生態系**：植物、動物、微生物及びそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質循環やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したものの。野生生物及び人類の生存を支える基盤

タ

- ※ **ダイオキシン類**：有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBをいう。多くの種類があり、毒性の強さはそれぞれ異なっているが、強い毒性のものもある。一般的には分解されにくく、安定した性質を持つ。環境中への排出は、主としてものの燃焼に由来しており、国内の排出量は平成11年以降、大幅に削減された。
- ※ **地球温暖化**：太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー（赤外線）が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいう。
- ※ **地区公園**：主として徒歩圏内（概ね1kmのエリア）に居住する人の利用を目的とした公園のことです。標準面積は4ha
- ※ **特定外来生物（侵略的外来生物）**：もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを外来生物といいます。この外来生物の中で、定着している・いないに関わらず、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすものを、特に侵略的外来生物といいます。侵略的外来生物といっても本来の生息地ではごく普通の生き物として生活していたものですので、その生き物自体が恐ろしいとか悪いというわけではありません。日本生態学会では日本の侵略的外来生物ワースト100を選定しており、アライグマやアメリカザリガニ、アメリカシロヒトリ、アレチウリなどが選ばれています。また、外来生物法では、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産

業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・屋外へ放つことなどを罰則を設けて禁止しています。平成18年8月現在、51種1科10属が指定されています。（資料編参照）

ナ

※ **二酸化硫黄(SO₂)**：主に工場・事業所などで使用される重油など、硫黄分を含む燃料を燃焼することにより発生します。この硫黄酸化物も酸性雨の一因とされています。

※ **二酸化炭素(CO₂)**：石油・石炭・木材などの燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物分解、火山活動などによって大量に発生する。反対に、植物の光合成によって二酸化炭素は様々な有機化合物へと固定される。

※ **二酸化窒素(NO₂)**：石油などの化石燃料が燃焼することで発生します。主にディーゼルエンジンの排気ガスや工場・ビル等のボイラーのばい煙に含まれています。酸性雨の一因とされています。

※ **農業集落排水**：農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水等を処理するものです。

※ **農振法に基づく農用地区域**：正式には、農業振興地域の整備に関する法律といます。この法律に基づき農用地区域が指定され、この区域での開発行為について制限が規定されています。

※ **野焼き**：屋外で廃棄物を焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、1. 廃棄物処理基準に従って適合焼却施設で行う場合 2. 法令に基づいて行う場合 3. 公益上、社会通念上やむを得ない場合を除いて禁止されています。

このうち、公益上、社会通念上やむを得ない場合としては、次のような場合が特例として屋外で焼却してよい場合として例示されています。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・震災、風水害、火災、霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例）どんど焼き・まんど等
 - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例）土手焼き・もみがらくんたん等
- ※ ビニールハウス被覆やマルチなど資材・廃プラスチックの焼却は禁止
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例）たき火・キャンプファイヤー等

ハ

※ **ハイブリットカー**：複数の動力源を組合わせて低公害化や省エネルギー化を図った自動車をいいます。

※ **フロン**：フッ化炭化水素化合物の日本での通称で、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の気体又は液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性が低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラ

一などの冷媒やスプレー製品の噴射剤などに用いられている。しかし、大気中に放出されたフロンはオゾン層の破壊を引き起こすことから、モントリオール議定書により、その生産・消費量の規制と段階的削減が定められている。

※ **保安林**：水源のかん養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務）が課せられている特定の森林。保安林はその指定の目的により17種類ある。

※ **ポジティブリスト制度**： **残留農薬等に関するポジティブリスト制度**とは、2003年の食品衛生法改正により、現在設定されている**農薬**、飼料添加物及び動物用医薬品（以下、「農薬等」と記す）の残留基準を見直し、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度

※ **PH(水素イオン濃度指数)**：Power of Hydrogen の略。PHは0～14の範囲にわたり、常温でPH7が中性です。PHがこれより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性となります。

※ **BOD(生物化学的酸素要求量)**：Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

マ ヤ

※ **有機塩素系溶剤**：各種産業分野で広く使用されている科学物質で、ここでは主としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質をいいます。

※ **有機性汚泥**：公共下水道終末処理場、農業集落排水事業排水処理施設、生活排水汚泥処理施設等から排出される有機物を多く含む汚泥をいいます。

※ **容器包装物**：飲料水、酒類等の容器、包み紙・ダンボール等の包装類を総称して容器包装といいます。日本のごみの約6割がこの容器包装物で占められているといわれています。

ラ

※ **リターナブルびん**：一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんを指します。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄されて、中身を詰めて再び商品として販売されます。ビールびんは平均で20回以上、一升びんは6～7回程度、再使用されます。

※ **リフィラブル容器**：シャンプー・台所洗剤等の容器で、中身を詰替えて何回でも使用可能な容器をいいます。

ワ